

産後のお母さんを支援します(宿泊・日帰りの補助)

産後ケア事業は、宿泊や日帰りで出産後のお母さんが体の疲れを回復させるための休養をとったり、助産師等から育児サポート(授乳指導・沐浴・育児相談など)を受けることができる事業です。

【利用できる方】

駒ヶ根市に住所があり、出産後、医療機関を退院した産婦で、下記の産後ケアを必要とする方

【宿泊または日帰りで受けられる産後ケアの内容】

駒ヶ根市が契約をしている医療機関・助産所での、助産師による産後のお母さんの心身のケアや乳房管理、赤ちゃんの沐浴や授乳等の育児に関する相談やサポート、産後の経過に沿った生活面での保健指導等。

【利用できる機関】

施設名	所在地	サービス内容
駒ヶ根高原レディスクリニック	駒ヶ根市赤穂	宿泊型・日帰り型
幸助産院	駒ヶ根市赤穂福岡	宿泊型・日帰り型
野ノ花助産院	駒ヶ根市東伊那	宿泊型・日帰り型
おひさま助産院	駒ヶ根市赤穂北割2区	宿泊型・日帰り型
菜の花マタニティクリニック	伊那市日影	宿泊型・日帰り型
伊那中央病院	伊那市小四郎久保	宿泊型

※上記以外の上伊那郡内、長野県内の産後ケア実施助産所は長野県助産師会ホームページを参照

【利用期間及び利用日数】

- ・利用期間: 出産日から1年間
- ・利用日数: 宿泊型・日帰り型それぞれ7日以内
(母子の状況等により必要と認められた場合は、再申請により利用日数を14日まで延長可能)

【補助額】 下記、(ア)と(イ)を足した額を市が補助 ※利用料金は各医療機関・助産所ごとに異なります
(ア) 1日当たり利用料の10分の7に相当する額(上限 宿泊 24,500円/日、日帰り 9,800円/日)
(イ) 自己負担額への減額補助: 上限 2,500円/日、宿泊型日帰り型合計5日間まで

【自己負担額】

利用料金から市の補助額(ア+イ)を除いた額が利用者の自己負担額となります。自己負担額は、利用機関に直接お支払いください(生活保護世帯に属する方は、減免制度あり)

※ミルクやおむつ代、母の食事等にかかる費用は全額自己負担となります。

【利用申請方法】

- (1)ご自身で利用を希望する実施機関に利用の相談
 - (2)子ども課窓口へ申請書を提出
 - (3)市から利用決定通知書を申請者に送付
 - (4)利用後、自己負担額を利用機関に支払う
- *申請書は、市子ども課窓口またはホームページよりダウンロードしてご記入ください。

【問合せ先】 駒ヶ根市役所 子ども課 母子保健係 電話(直通)96-7725

